

第5回放置自転車対策検討懇談会会議記録

1 会議の開催日時及び場所

平成26年12月25日(木) 午前10時30分から午前11時45分まで
旭川市障害者福祉センターおびった 会議室1 (旭川市宮前1条3丁目3番7号)

2 出席委員

大矢 二郎, 吉地 望, 沢口 剛三 (谷坂昭彦代理), 山城 明伸, 東 光男, 山名 克彦 (松木平政行代理), 鈴木 修一, 松尾 潔, 箕浦 克之 (踊場稔洋代理), 金丸 俊明, 朴 (真壁利昭代理), 小林 孝純 (水落良次代理), 松野 和彦, 須藤 学, 三浦 聡明 (平勇人代理), 早勢 宗雄, 祖母井 孝範, 櫻井 剛 (佐々木恵一代理), 菅野 直行, 辻野 隆行 (後藤純児代理), 片山 巖 計 21名

3 事務局

土木管理課 小野寺課長, 関主幹, 鷺見課長補佐, 佐橋道路占用係長, 清水道路占用係主査, 坂田道路占用係主任

4 傍聴者

1名(報道関係者)

5 会議概要

(1) 開会

(2) 座長あいさつ

(3) 議事

ア 自転車の放置禁止区域等に係る調査の結果について

イ 放置の防止に関する条例及び放置禁止区域について

ウ その他

(4) 閉会

○ 議事内容

事務局から、自転車の放置禁止区域等に関する調査の結果などについて、次のとおり説明

- ・ 懇談会におけるこれまでの検討経過について
- ・ 自転車の放置禁止区域等に関する調査の実施内容について
調査対象：各商店街振興組合等の組合員及び大型店(95件)
調査内容：①自転車の放置の防止に関する条例の制定要否, ②自転車の放置禁止区域等の設定範囲, ③買物公園等の放置自転車に関する意見
配布資料：参考資料のとおり
- ・ 調査の実施結果について
対象全95件中45件から回答(回答率47.36%)
回答内容：資料のとおり
この調査結果をもとに、条例案と禁止区域等の案を策定した
- ・ 条例案について
- ・ 禁止区域等の案について
- ・ 条例の施行方法等について

○ 主な質疑

座長：条例案について、意見等はあるか。

委員：条例案第11条第2項の自転車等の廃棄等の処分について、「等」の中には有償無償の譲渡も含まれるのか

第12条の費用の徴収について、第1項で撤去保管費用を「徴収することができる。」としているが、徴収しないこともあるのか。一方、第2項で費用を「免除することができる。」と規定しており、第1項で徴収しないならば第2項は不要と考える。第1項と第2項の関係はどう整理しているのか。この2点について聞きたい。

座長：2点目の意見は、前回懇談会でも意見のあったところであり、事務局の考えを説明されたい。まず放置自転車の廃棄等の処分についてはどうか。

事務局：第11条第2項は、撤去した自転車が機能を喪失している場合などに、効率的な保管を行うことを趣旨として、廃棄等を行うことができる規定としている。この「等」については、例えば資源としてリサイクルすることや、有償若しくは無償で譲渡するなどの方法で、廃棄だけに限定されないよう「廃棄等」という書き方をした

第12条の「費用を徴収することができる。」という規定については、前回指摘を受け検討したが、条例施行当初は撤去保管した自転車の返還時に費用徴収を行わないことなど、弾力的な運用を行う考えであるため、「できる」という規定にした。

委員：何を根拠に費用徴収をするのか、どういう時に徴収し、どういう場合に徴収しないのかをしっかりと整理することが必要であり、「徴収することができる。」のままならば免除規定である第2項は不要ではないか。

事務局：期間を定めて費用徴収を行わずに条例内容の周知を図ることを考えているため「できる」規定にした。この期間の経過後は返還時費用徴収を基本とし、第2項の「費用を免除することができる。」という規定は、例えば自分の自転車が盗難によって禁止区域内に放置された場合など、やむを得ない事情の場合に費用を免除できるという考えを表現した。

委員：その場合は第1項で徴収しなければいいのだから、第2項は不要と思うがどうか。

委員：私も今の意見に賛成で、「徴収することができる。」と規定して、ある方からは取り、ある方からは取らないということがあってはならないので、時間的、段階的に運用するというのであれば、行政はこの第12条だけ施行時期を遅らせて、それまでに周知させるべきではないか。「徴収することができる。」だと、徴収するかしないかを行政が恣意的に判断してしまうおそれがあることから、徴収するのであれば「徴収する。」とした方が良いと考える。

座長：第12条第2項の「特に理由があると認めるときには免除することができる。」の規定により、事情を知らなかった人については費用を免除する弾力的な運用ができるのではないか。そうであれば、第1項は「徴収する。」と言い切っても特に問題はないと思う。基本的に費用を徴収するということであるから、「徴収する。」と言い切ったほうが良いと考えるがどうか。

事務局：各委員の意見を受け、基本的には徴収すると明記した方が条例を読んだときにわかりやすいかと思われるので、ここは「する。」と規定する。

座長：この件に関しては「する。」と規定する。これに関連して、徴収する費用の額についての意見はあるか。事務局の説明では札幌市は2,000円、他の道内の都市は1,000円ということだが、1,000円位が妥当と考えてよろしいか。費用徴収は、不法駐輪の抑止を目的とするものであるから、徴収額は高めの方が効果的という考え方もあるが、違反者の心理を考えると、1,000円くらいが今後は気を付けようと思って払ってくる妥当な線という気もするが。

副座長：保管料、費用徴収の額については、額が高くなると自転車を利用しなくなる人が増えるという研究結果がある。今議論している場所は商業圏の中にあることから、罰を与える意味で徴収額を高くしてしまうと、客が減ってしまう懸念があるので、極端に高くすべきではないと思う。札幌は2,000円、他都市は1,000円ということで、旭川は他都市に比べると規模的には少し大きいことから、2,000円と1,000円の間くらいで良いのではないか。

もう1点、撤去保管した自転車の保管場所についてであるが、撤去保管自転車の約7割が所有者等に引き取られない現状を考えると、保管所の設置場所を慎重に考えることが必要ではないか。引き取り易い場所でなければ、廃棄自転車が増え、財政負担が増すことにもなる。

座長：保管場所については何か想定があるのか。

事務局：宮下通2丁目から3丁目付近のJR高架下に敷地を借りており、高架に沿って壁を付けて、今年度中に完成の予定である。

座長：費用徴収の額が高すぎると自転車を利用しなくなるおそれがある。しかし、交通手段としての自転車利用は奨励すべきであり、逆効果を招かないよう1,000円ないし2,000円が想定されるところであるが、切りのいいところで1,000円が丁度いいのではないか。

副座長：全国の平均値は1,500円弱くらいという調査結果がある。

座長：平均値に近い1,000円が妥当という結論とする。

座長：次に、条例が制定された場合、施行までの周知期間については、3か月という案が示されたが意見はあるか。一般的には半年位の周知期間を置くようだが、旭川の場合、3月に制定して半年というともた雪が降ってしまう。条例施行後の弾力的運用の期間もあることから、周知期間は3か月ということにしたいと思う。

座長：禁止区域等の案について意見はあるか。資料の〈案1〉は、駅前広場を「禁止区域」に、宮下から1条までを「規制区域」にするもの、それから〈案2〉は、地域の調査において4条までを「禁止区域」に、あるいは「規制区域」という意見が多かったことを踏まえて、2条までを「規制区域」にするという案である。

調査において、「禁止区域」や「規制区域」を4条通までという意見が多かったことは、ここの放置自転車の現状は目に余ると感じている方が商業者の中にも多いことを示している。そのことを踏まえると、〈案2〉の2条通までを「規制区域」にしても良いと思うがどうか。

現在、駅前に来春完成予定の大型商業施設が建設されており、オープン後は、歩行者と自転車利用者の動きの変化や、駅前広場の利用に及ぼす影響など、現時点では不確定な要素もある。また、この条例の規制が、自転車利用の制限にはならないので、

規制内容が厳しすぎるのも問題ではあるが、駅周辺は良好な景観を保ちたいという意向もある。忌憚のない意見を伺いたい。

委員：今回の案は、商店街の意見照会を踏まえた上での提案だと理解しており、意見には、「2条通までが駐輪が多い」、「規制を2条通まで」など、「2条」というキーワードが多く出ている。そういう意味では地元の商店街の人たちが、2条通までの駐輪実態について課題意識を持っていると考えられるので、イベントも多く開催される2条までを規制した方が良いのではないか。

委員：放置して回収した自転車は、防犯登録してあれば必ず持ち主がわかるのだが、自転車の引き取りを持ち主に連絡しているのか。

事務局：連絡しているが、引き取りに来ない方が多い。

委員：もう1点、自転車の防犯登録には、グリーンと黄色のものがあるが、放置している自転車若しくは回収した自転車の防犯登録の色の比率はどうか。

事務局：撤去した自転車全体の7割程度がグリーンとなっている。

座長：グリーンと黄色の違いは何か。

委員：黄色は自転車の小売店で販売した自転車に貼るもの、グリーンはスーパーや量販店で販売した自転車に貼るもので、量販店等で販売する自転車は、価格が約1万円程度と安価なため、故障した場合、修理に費用をかけず処分されることが多く、消耗も早い。自転車の処分時には、防犯登録抹消の手続きをしなければならないが、グリーンのは小売店で抹消することができず、交番で手続きをしなければならないため、その手続きが面倒だという理由で捨てられる自転車が相当あると思う。

条例案第6条の小売業者の責務について、小売業者では防犯登録を100%行っており、また、自転車業組合としても自転車の放置をしないようお客さんにPRするなど放置防止の施策に協力して行きたいと思うが、放置自転車の約70%がグリーンの防犯登録ということは、効果が限定的になってしまうと思うので、こういう点を何とかできればグリーンの防犯登録の自転車が捨てられ、放置される数も少なくなると思う。

座長：駅前広場駐輪場でも長期間放置されている自転車があると聞いているが、多分、この自転車も、今の意見のように、今後使用しないものが放置されているケースが相当数あるのではないか。たしかに、自転車は最近やや消耗品的な感覚で使われることが多いようで、比較的安価に買えることから、数年で消耗・廃棄という感覚が高校生や若い人たちにあるのかもしれない。そういう事情が放置自転車の増加に繋がっているのかもしれないので、こうしたことにもしっかり対応策を考えなければいけないと思う。

元の話に戻るが、「禁止区域等」については、地元の意向等も勘案して、差し当たっては2条通までを「規制区域」にするというようなことでよろしいか。ひと頃に比べると買物公園の歩行者数も増える傾向にあるという話を聞いているので、今後の歩行者の動き方を見ながら条例の中身もしかるべき時に見直していくことが必要になると思う。差し当たっては<案2>の「規制区域」で始めることで特に問題ないか。なければ、<案2>の区域設定を懇談会の結論とする。

そのほかに何か意見はあるか。

委員：条例案第11条第3項で、「市長は、保管した自転車の利用者等が判明したときは、当該自転車を利用者等に返還するものとする。」となっているが、この場合、返還の受取

りに応じない場合を想定していないのか。利用者がわかっているのに、返還の受取りに応じないケースということなのだが。

事務局：自転車の返還に応じない場合は、この条例の根拠となる自転車法で「法に基づく条例の規定に基づき撤去した自転車は、公示をした日から6月経過すると撤去保管をした市町村に帰属する」ということになっているので、もし引取りに来ない場合には6か月後には市の財産となり、その後、売り払いなどの処分をしていくことになる。

委員：売却をして今までの保管費用などが補えればいいが、補えない場合は市の損失になるので、できれば本来の持ち主に引き取ってもらうことができればと思う。

座長：原則は引き取ってもらう対応をするが、半年も引取りがなかった場合には、今の説明のとおりになる。そういうことでよろしいか。

ほかに何か、お気づきの点はないか？

副座長：今の質問に関連して、最初から投棄目的で自転車を放置した場合は、投棄目的なので多分自転車の価値もないものだと思う。この場合には管理者の赤字幅が大きくなると思うが、これを防ぐ手立ては基本的にはないのか。

事務局：所有者が放置しているのか、投棄したものかを見分ける手段はないので、特に手立てはなく、非常に難しい課題だと思う。

副座長：仮にその持ち主が明確にわかっているときに、例えば電話連絡をしたり、引き取りを促すということはするのか。

事務局：所有者や連絡先等がわかれば、まずは文書で通知し、その後、所有者からの返還要請がない場合は、公示から6か月が経過する前までの間、電話等で引き取りを促して行く。こうしたことを繰り返していくことになる。

委員：利用価値がないから捨てたということであれば不法投棄になるので、この条例ではなくて、環境セクションなどと連携を取って処理すべきと思う。税金で廃棄物を処理するという結果にならないよう、そういう視点で研究した方が公費を無駄に出さないで良いのではないか。

委員：放置自転車と認定するのは誰なのか。

事務局：駐輪自転車の整理を行っている委託業者が、これまでは自転車にテープを貼って確認していたが、この条例ができれば、「禁止区域」では警告票を自転車に取り付けて、一定時間の経過後に移動されていないものを放置自転車と確認する。撤去の際には市の職員も立会う。

座長：今、駅周辺には1,100台の駐輪施設がある。駅南側の高架下駐輪場は200台収容可能でほぼ毎日100%の利用状況、駅北側の駐輪場は900台収容可能で70～80%の利用状況と聞いており、駐輪場の利用状況から自転車利用者が案外多くいることがわかる。南の高架下の需要が高いので、例えば2階建ての駐輪場にするなど、もう少し空間を有効に使ってキャパシティを増やすなどの施策もあり得るのではないかと思うが、費用を伴うことなので、今後の課題として検討されたい。

その他にこの条例に関して意見はあるか。

委員：第4条の利用者等の責務について、「利用者等は自己の住所等を明記し、」と規定されているが、今の時代、自転車利用者の名前等がわかってしまうと、ストーカーやいじめなどに繋がる懸念があるので、プライバシー保護に配慮する必要があるのではないか。

事務局：この「自己の住所及び氏名を明記し」というのは、放置の防止等を目的として規定したのだが、防犯上好ましくないということなので、他都市の条例の規定ぶり等も見て、住所氏名の明記に代わる方法等を検討したい。

委員：例えば登録番号を自転車に付して、それをしかるべきところで管理し、その番号を見れば所有者がわかる方法などを検討してはどうか。住所氏名を明記して誰にもわかるというのは、子供の場合は親も当然心配するだろうし、子供も抵抗を感じると思う。

座長：住所氏名の明記を条例で謳っている例は、他都市でもあるのか。

事務局：多くの都市で利用者の責務として規定しているが、条例を制定した時の社会状況が今日とは異なり、それが許される状況であったのかもしれない、その辺は当方で調べて、今、これが旭川市にとって適当かどうかを検討したい。

座長：昨今の社会情勢を見ると、今の意見のような心配や問題の発生が懸念されるので、慎重に検討すべきだと思う。

委員：この条例の対象は旭川市全域で、第4条の趣旨は自転車を保有している市民は全員住所氏名を明記しなければならないということか。

事務局：条例では、「努めなければならない。」という努力義務として規定している。

委員：現状で3条、4条付近は放置自転車が少ないことから、2条までを「規制区域」にするとのことだが、条例が施行されると、今度は3条4条もこれまでより放置が増える懸念がある。ここは「放置指導区域」にはなっているが、そこもしっかり指導していくべきと考える。

座長：確かに「禁止区域」や「規制区域」を指定するとその周辺に放置自転車が多くなる傾向があるので、十分考慮しなければならない。これは禁止、規制をかけると常に起こるもので、他都市でも問題になっている。実際に施行するにあたってはこうしたことにも十分気を付けるべきだ。

条例はいつ制定される予定なのか。

事務局：2月から3月にかけて開催される旭川市議会平成27年第1回定例会に提案する予定である。

座長：他に意見がなければ本日の懇談会はこれで終了する。

(閉会 11:45)